



JF ニュースレター 2020. 10. 9

新型コロナウイルス関連情報 NO.38

料飲店等期限付酒類小売業免許の期間が再延長されました。

(最長 令和3年3月31日まで)

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 赤塚 保正

すでに、JF ニュースレター等でご案内の通り、国税庁は、新型コロナウイルスの感染拡大で経営に重大な影響を受けているレストランや居酒屋に対して、酒類小売り販売免許を付与する特例措置を講じ、料飲店等期限付酒類小売業免許の免許期限を12月末迄としておりました。

一方、会員各社からは、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状況等から、この特例措置の再延長を求める意見が協会に多く寄せられており、協会では国税庁に対して、令和2年12月末以降も酒類小売り販売免許を付与する特例措置の再延長を強く要請しておりました。

その結果、今般、国税庁より、令和3年3月31日まで再延長となったとの連絡(通知)がありましたので、お知らせします。

令和3年1月以降について、引き続き酒類の販売を希望される場合は、申出書等を店舗所在地の税務署に提出をしたうえで、後日、期限の延長に関する通知書が送付されることとなります。

詳細につきましては、以下、国税庁のホームページをご確認下さい。

→ 国税庁の新型コロナ感染症に関する対応等について

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/index.htm#jigyousha>

【飲食店の酒類小売り販売免許の特例に関するニュースレター】

■ JF ニュースレター NO.18【飲食店の酒類小売り販売免許の特例について】

http://www.jfnet.or.jp/contents/news_letter/files/45_file.pdf

■ JF ニュースレター NO.33【飲食店の酒類小売り販売免許の特例の申請期限について】

http://www.jfnet.or.jp/contents/news_letter/files/60_file.pdf

※ 本ニュースレターは、情報共有を図るため、JF 会員にお送りしています。

この件については、JF と食の安全・安心財団が連携して情報の収集に努めています。

お問い合わせは JF 事務局: 田村(03-5403-1060)、財団事務局: 中村(03-5403-1064)にお願いします。

■ 新型コロナウイルスに関する情報は、協会のホームページにも掲載しています。 <http://www.jfnet.or.jp/>